

「相続・贈与税顧問」(Ver.H26.1)

平成 26 年分相続税対応版のご案内

平成 26 年 1 月 1 日以降に相続が開始した場合

平素、弊社製品をご愛顧いただき誠にありがとうございます。
標記の件につきましてご案内申し上げます。
保守サービス契約にご加入されているお客様は設定されている
ご提供方法でバージョンアッププログラムをご提供します。

なお、当内容は、予告なく変更されることがあります。
あらかじめご了承ください。

※ダウンロード提供を設定されている保守契約ユーザー様は、
「マイページ」よりダウンロードいただけます。

プログラム提供開始日(予定)

ダウンロード公開日(※) : 2014年9月 5日(金)

CD-ROM発送開始日 : 2014年9月16日(火)

バージョンアップ対象

Ver.H25.1 以降

改正内容

税制改正の主な内容

● 医業継続に係る相続税の納税猶予等の創設

相続人が持分の定めのある医療法人の持分を相続または遺贈により取得した場合において、その医療法人が相続税の申告期限において認定医療法人であるときは、担保の提供を条件に、当該相続人が納付すべき相続税額のうち、当該認定医療法人の持分に係る課税価格に対応する相続税額については、移行計画の期間満了までその納税を猶予し、移行期間内に当該相続人が持分の全てを放棄した場合には、猶予税額は免除されます。
⇒ 移行計画の認定制度の施行の日(平成26年10月1日)以後の相続等について適用されます。

● 相続財産を寄附した場合の相続税の非課税制度の対象拡大(第14表)

相続財産を贈与した場合の相続税の非課税制度の対象となる法人の範囲に、博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館の設置及び管理の業務を行う地方独立行政法人が加えられました。

● 様式変更

相続税の申告書 第1表、第1表(続)が変更されました。
第14表などその他の帳票についても、文言の変更がありました。

システムの対応予定

● 税務代理権限証書 新様式の対応(相続税、贈与税)

税務代理権限証書の新様式に対応します。
※「旧バージョンデータ読込」で移行した案件は、税目などを見直してください。

● 相続税の申告書 帳票フォームの変更

変更された様式に対応します。

● 都道府県市町村一覧 市町村データの更新

各入力画面の住所欄の入力で、<一覧>から表示される都道府県市町村一覧を 2014 年 7 月時点の市町村名に更新します。

● Ver.26.1 には、過去版セットアッププログラムも収録されています。

(Ver.H21.22、Ver.H22.22、Ver.H23.21、Ver.H24.20、Ver.H25.20 プロダクトID不要)

● 相続・贈与税顧問 Ver.H26.1 プログラムには、Ver.H25.2 と同じ平成 25 年分贈与税申告書作成機能です。平成 27 年 1 月末に、平成 26 年贈与税申告書に対応した「相続・贈与税顧問 平成 26 年贈与税対応版」をリリースする予定です。

● 連動可能な財産評価顧問のバージョンは、Ver.H26.1 以降です。